

令和7年度

要覧



かごしま県民大学中央センター



892-0816

鹿児島市山下町14番50号

カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）内

TEL 学習推進係 099-221-6604

学習情報係 099-221-6606

FAX 099-221-6640

目 次

I	概 要	1
1	組織概要	
2	運営方針	
3	事業体系	
II	事業概要	5
1	学習機会の提供	
2	学習情報の提供	
3	調査・研究	
4	その他	
5	年間行事計画	
III	施設利用状況（令和6年度）	14
〈関係資料〉		
	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例	16

かごしま県民交流センターは、令和6年4月1日より
「カクイックス交流センター」の愛称を使用しております。

I 概要

1 組織概要

沿革

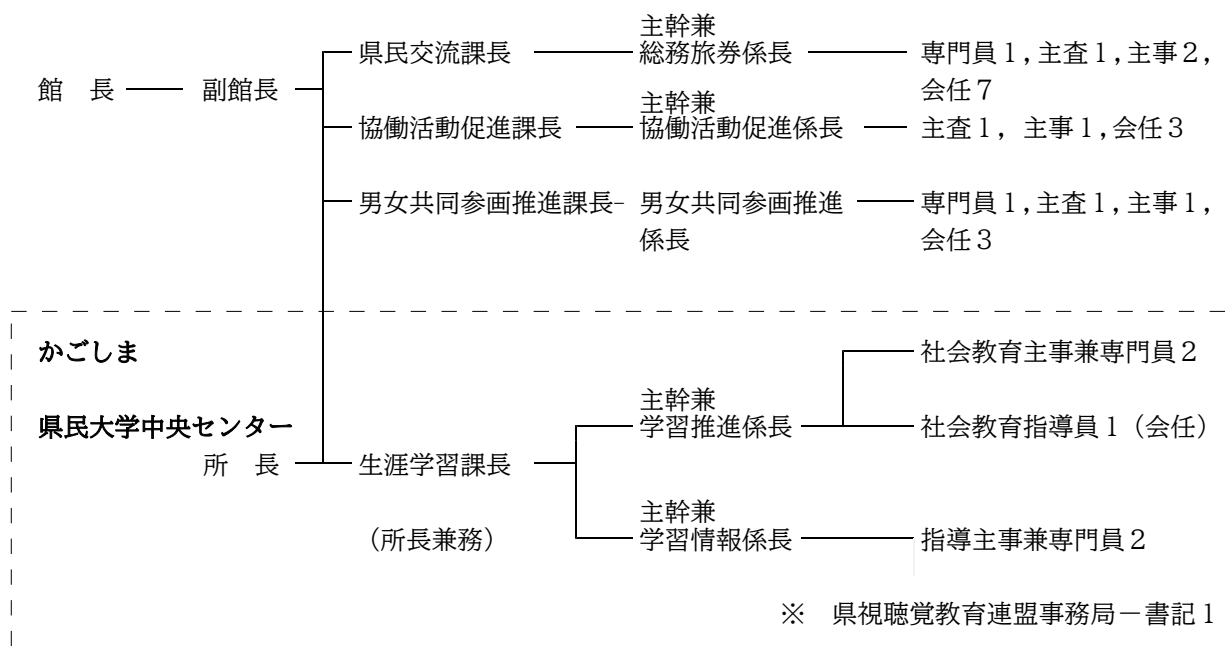
平成11年3月	かごしま県民交流センター基本設計
平成12年3月	かごしま県民交流センター実施設計
平成12年7月21日	かごしま県民交流センター起工式
平成14年10月15日	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例公布
平成15年3月25日	かごしま県民交流センター竣工
平成15年4月1日	「かごしま県民大学中央センター」の発足
//	初代 田中 孝一 所長 着任
平成15年4月22日	かごしま県民交流センター開館
平成15年5月17日	オープン記念「生涯学習県民フェア」の開催
平成16年2月3日	鹿児島県視聴覚教育連盟創立50周年記念式典
平成16年4月1日	二代 小園 和年 所長 着任
平成16年5月30日	開館1周年記念「特別講演会」の開催
平成16年7月27日	平成16年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成16年11月12日	第16回「鹿児島県生涯学習県民フェア」の開催（末吉町）
平成17年4月1日	かごしま県民大学連携講座（大学等）の開始
平成17年7月22日	平成17年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成18年1月20日	第17回「鹿児島県生涯学習県民フェア」の開催（南さつま市）
平成18年7月19日	平成18年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成19年4月1日	三代 原之園 政治 所長 着任
平成19年7月19日	平成19年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成20年4月1日	かごしま県民大学連携講座（鹿児島市教委）の開始
平成20年7月15日	平成20年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成21年4月1日	四代 海江田 修誠 所長 着任
平成21年7月16日	平成21年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成22年4月1日	五代 橋口 紀文 所長 着任
平成22年7月15日	平成22年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成23年9月6日	平成23年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成24年4月1日	六代 今和泉 俊幸 所長 着任
平成24年8月8日	平成24年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成25年4月1日	七代 北之園 千春 所長 着任
平成25年8月8日	平成25年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成26年4月1日	八代 諏訪原 裕子 所長 着任
平成26年8月8日	平成26年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成27年7月24日	平成27年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成28年4月1日	九代 六笠 登由 所長 着任
平成28年8月9日	平成28年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成29年4月1日	十代 大山 涼子 所長 着任
平成29年7月27日	平成29年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成30年7月26日	平成30年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
令和元年9月13日	「かごしま県民大学推進協議会」の廃止
令和2年4月1日	十一代 青谷 有美代 所長 着任
令和4年4月1日	十二代 下屋敷 由貴子 所長 着任
令和6年4月1日	十三代 市来 真美 所長 着任

設置目的

かごしま県民交流センターに県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設として「かごしま県民大学中央センター」を設置する。

組織図

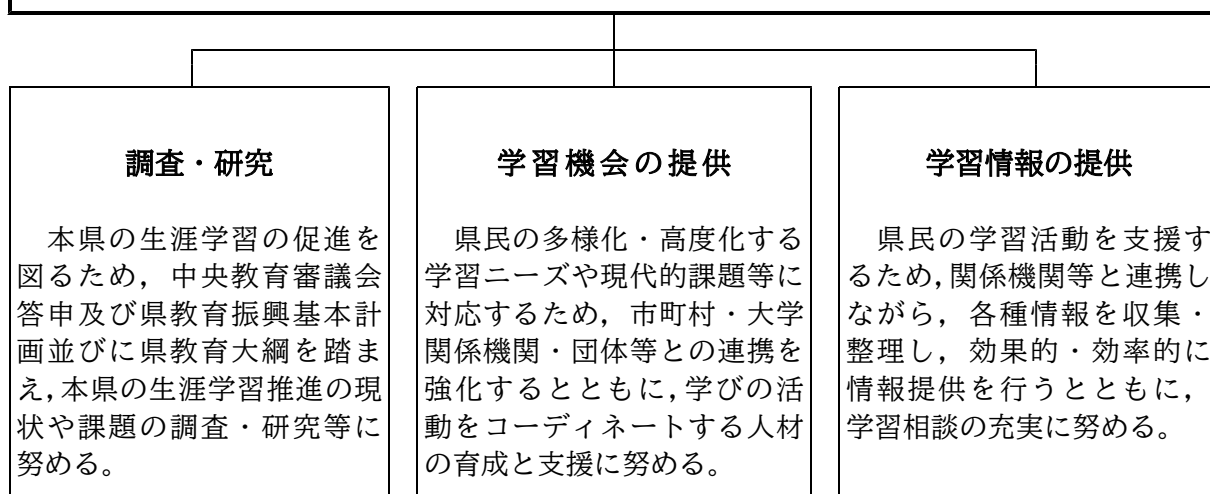
(かごしま県民交流センター)



*会任…会計年度任用職員（旧非常勤職員）

2 運営方針

本県の生涯学習推進のための中核施設として、県下全域を生涯学習のキャンパスとする「かごしま県民大学」構想の充実を図るため、市町村・大学・関係機関・団体等との連携を強化しながら、調査・研究、学習機会の提供、学習情報の提供等を行う。



事務分掌

職 名	氏 名	事 務 分 掌
所 長 兼 生涯学習課長	市来 真美	・センターの総括
主 幹 兼 学習推進係長	柳田 昌紀	・係事務の総括 ・かごしま県民大学中央センターの推進計画 ・勤務，服務，給与，文書事務 ・予算及び庶務
社会教育主事 兼 専 門 員	川村 昭平	・かごしま青年塾 ・かごしま県民大学連携講座 ・社会教育・生涯学習現状調査（大学等分） ・かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会
社会教育主事 兼 専 門 員	戸高 陽子	・生涯学習県民大学講座 ・かごしま県民大学連携講座 ・生涯学習に関する調査・研究 ・事業報告書
社 会 教 育 指 導 員	鵜木 孝夫	・生涯学習ふれあい展示 ・広報（定期発行物等），館内掲示 ・生涯学習相談 ・『学びの手帳』推進事業 ・各業務の補助
主 幹 兼 学習情報係長	林 智美	・係事務の総括 ・県視聴覚教育連盟の運営 ・予算及び庶務 ・情報資産管理（デジタル化対応，著作権を含む） ・社会教育・生涯学習現状調査（市町村分）
指 導 主 事 兼 専 門 員	徳重 正智	・メディア研修講座（アドバンス型，サポート型） ・生涯学習に関する調査・研究 ・利用統計 ・情報システム管理（指導者・講師情報，デジタルコンテンツ） ・情報機器管理・保守
指 導 主 事 兼 専 門 員	西窪 賢蔵	・メディア研修講座（テーマ学習型） ・広報（事業案内） ・ホームページ管理，Youtube運用 ・視聴覚ライブラリー ・施設，研修室運用

3 事業体系

学習機会の提供	学習情報の提供	調査・研究
生涯学習県民大学講座	情報システムによる情報提供	鹿児島県社会教育・生涯学習現状調査
メディア研修講座	生涯学習に関する情報誌等の発行	研究課題に基づいた調査・研究
かごしま青年塾	生涯学習に関する資料等の配架，掲示	学習プログラムの開発
	生涯学習ふれあい展示	生涯学習の体系的な整備
かごしま県民大学連携講座		かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会
とことんまなぶー講座	各大学等における公開講座等	
	生涯学習相談窓口	
	「学びの手帳」推進事業	
	県視聴覚ライブラリー運営	

Ⅱ 事業概要

1 学習機会の提供

(1) 生涯学習県民大学講座

市町村・大学・関係機関・団体等と連携して、現代的課題や市町村が抱える課題を解決するための学習機会を提供することにより、市町村の実情に即した生涯学習の振興を支援する。

ア テーマ学習型（今日的課題の解決に向けた講座）

イ アドバンス型（先進的でモデル的な講座）

ウ トレーニング型（生涯学習・社会教育の推進に関わる人材育成講座）

内 容	主に現代的課題の解決に資する内容（開催を希望する市町村が抱える課題）等
講座数	26講座
会 場	18市町村 鹿児島市（カクイックス交流センター）、日置市、いちき串木野市、十島村、 枕崎市、指宿市、阿久根市、薩摩川内市、長島町、霧島市、大崎町、西之表市、 南種子町、屋久島町、奄美市、徳之島町、知名町、与論町
対 象	県民
定 員	各会場20人以上

(2) メディア研修講座

県内市町村等におけるメディア研修の充実及び視聴覚教材の利用促進を図るために、市町村等生涯学習・社会教育関係者等を対象としてＩＣＴ機器等を使用した研修を行う。市町村等におけるＩＣＴ機器等を有効に活用できる指導者等を養成するとともに、デジタルデバйд解消に向けたデジタル人材の育成を通して、ＩＣＴ機器等を活用した生涯学習を推進する。

ア テーマ学習型…今日的課題の解決に向けた講座 会場 | カクイックス交流センター

内 容	期 日
初めての視聴覚ライブラリー担当者向けの視聴覚教材の借用と活用の仕方	5/14
Web会議システムを活用したオンライン講座（初級編，中級編，上級編）	6/18, 8/6, 10/8
ビデオ撮影やパソコンによるビデオ編集	7/18
読み手の心をつかむ広報・チラシづくり	9/5, 9/10, 10/29
生成AIの利活用について	10/29

イ アドバンス型…先進的でモデル的な内容の講座 会場 | 開催市町村公民館等

内 容	期 日
・【先進事例編】UDe-スポーツを通じた交流促進とデジタルデバйд解消に向けた取組	6/12
・【講座設計編】公開講座から学ぶ「複数会場がオンラインでつながる健康体操教室」	10/23
・【実践演習編】実践事例から学ぶ「公民館等の音響機器を活用したオンライン講座」	11/6, 11/19, 11/26

ウ サポート型…市町村等からの要請に応じた講師派遣及び技術支援

内 容	期日等
・Web会議システム等を活用したオンライン講座等の企画・運営に関する事 ・デジタル・シティズンシップ教育に関する事 ・ビデオ撮影やパソコンによるビデオ編集に関する事 ・広報・チラシづくりに関する事 ・著作権に関する事 ・ITパスポート・情報セキュリティマネジメントに関する事 等	随時 （会場は希望市町村等による）

(3) かごしま青年塾

これからの鹿児島を担う青年層を対象として、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修，ワークショップを通して，郷土の発展を支えようとする人材を育成する。

内 容	・各界で活躍する経営者やリーダーを講師に迎えて実施する特別講演 ・県内企業等での現地研修 ・県内若手リーダー等との交流会 ・実践力を高めるワークショップ ・ファシリテーション等に関する研修 等
期 日	令和7年7月～12月（月1回程度・全7回／土日に実施）
会 場	カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター） ほか
対 象	概ね18歳から35歳程度の学生・社会人で，原則，毎回参加可能な県内在住の方
定 員	40人程度

(4) かごしま県民大学連携講座

県民の多様化・高度化する生涯学習ニーズに応えるため，大学等の教育機関，市町村等の公的機関，民間の団体等と連携して公開講座等を実施する。

ア とことんまなぶ一講座（カクイックス交流センターで実施する講座）[8団体 10講座]

大学・短期大学等	5団体 [7講座・15回]
・鹿屋体育大学	1講座・3回
・第一工科大学	2講座・5回
・鹿児島純心女子短期大学	1講座・3回
・鹿児島大学	2講座・3回
・第一幼児教育短期大学	1講座・1回
教育関係団体等	3団体 [3講座・11回]
・鹿児島県視聴覚教育研究協議会	1講座・1回
・韻天流天吹塾	1講座・5回
・ゴッタン成音会	1講座・5回

イ 各大学等における公開講座等

各大学等が各大学等において実施する講座（※）

※ 各大学等における公開講座等は，令和7年5月以降，ホームページ等にて紹介します。

2 学習情報の提供

(1) 学習成果の展示

生涯学習ふれあい展示（年2回・10日間程度，特別展）7月，10月，1月 14団体

- ・ 県，市町村等の作品や各地域で生涯学習に取り組んでいる団体・個人の作品展示
- ・ 教育機関などの活動状況等の紹介

(2) 情報システムによる情報提供

ア 指導者・講師情報，映像教材の活用事例

- ・ 指導者や講師の情報，県や地域視聴覚ライブラリー等が保有する映像教材の活用事例の収集及び情報提供

イ その他の情報

- ・ 「かごしま県民交流センター情報システム」の生涯学習に係るWebページの追加・更新
- ・ 生涯学習に関する「情報データベース」の更新及び活用のための広報周知

(3) 学習情報の集約・提供

「生涯学習だよりの発行」（奇数月発行 年6回）

- ・ 事業の実施状況など，当センターの取組を紹介

「生涯学習講座案内」の発行 5月（年1回）

- ・ かごしま県民大学連携講座（とことんまなぶー講座＋各大学等における公開講座）やかごしま文化ゾーン施設が実施する各種講座，県内市町村が実施する講座等の紹介

(4) 生涯学習資料の展示

県内の生涯学習に関する情報の提供

- ・ 県，市町村，民間教育機関，企業等の生涯学習に関する情報（チラシ・パンフレット等）の提供及び展示

(5) 「かごしま県民大学『学びの手帳』」推進事業

各種講座の学習履歴，賞状の授与

- ・ カクイックス交流センターや市町村等が主催する各種講座の受講を記録するための「学びの手帳」の配付（年齢不問，無料）
- ・ 修得単位に応じた賞状の授与

(6) 生涯学習相談窓口

県民の来所相談，電話等による相談窓口

- ・ 県内の生涯学習講座の開設状況や講座内容，学習サークルの育成・支援に関する相談等への対応

3 調査・研究

(1) 生涯学習に関する調査・研究

県の生涯学習の中核機関として、現代的課題や、多様化・高度化する県民の学習ニーズに応じた学習プログラム等を開発し、充実を図るために、調査・研究を進める。

- ・鹿児島県の社会教育・生涯学習現状調査
- ・県民の学習ニーズに関する調査研究
- ・学習プログラム開発
- ・生涯学習の体系的な整備

(2) かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会

大学等（高等教育機関）の知の財産を活用したさらなる生涯学習の振興を図るために、県内の大学等に呼びかけて、かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会を開催し、県と大学等の共催による講座等の開催や、当センター主催事業への参画などについて幅広く情報交換を行う。

- ・懇談会：1月開催予定

4 その他

視聴覚サービス

(1) 映像教材の貸出

学校教育・社会教育の関係機関・団体等における学習を支援するためのビデオやDVD等の映像教材の貸出

- ・貸出は「県視聴覚ライブラリー教材貸出要項」による。「視聴覚ライブラリー予約管理システム」及び「LiCS-Re」により、教材管理及び貸出業務の効率化を図る。
- ・地域に関する郷土教材の収集を行い、県視聴覚ライブラリー等による提供に努める。

(2) 県視聴覚教育連盟の運営

県視聴覚教育連盟の事務局として、映像教材の整備・貸出、県自作視聴覚教材コンクルの事業を行う。

(3) その他の機関・団体との連携

県教育庁社会教育課，市町村教育委員会，地域視聴覚ライブラリー等と連携して，当県における教育メディアの利用促進を図る。

5 年間行事計画（令和7年度）

4月			5月			6月		
日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	火		1	木		1	日	
2	水		2	金		2	月	休館日
3	木	県視連会計監査	3	土	憲法記念日	3	火	
4	金		4	日	みどりの日	4	水	【連携】「天吹塾」
5	土		5	月	こどもの日	5	木	【連携】「ゴッタン」
6	日		6	火	振替休日（みどりの日）	6	金	
7	月	休館日	7	水	休館日	7	土	
8	火		8	木		8	日	
9	水		9	金	県社教研総会	9	月	休館日
10	木		10	土		10	火	
11	金	県視連理事会，常任委員会	11	日		11	水	
12	土		12	月	休館日	12	木	メディア研修講座：アドバンス型（曾於市）
13	日		13	火		13	金	
14	月	休館日	14	水	第1回メディア研修講座：テーマ学習型	14	土	県民大学講座（知名町）
15	火		15	木		15	日	
16	水		16	金		16	月	休館日
17	木	生涯学習県民大学講座担当者打合せ会	17	土		17	火	
18	金	県視連定期総会	18	日		18	水	第2回メディア研修講座：テーマ学習型
19	土		19	月	休館日	19	木	【連携】「ゴッタン」
20	日		20	火		20	金	
21	月	休館日	21	水	【連携】「天吹塾」	21	土	
22	火		22	木		22	日	
23	水	メディア研修講座：サポート型	23	金	県視連専門部会	23	月	休館日
24	木		24	土		24	火	
25	金		25	日		25	水	【連携】「天吹塾」
26	土		26	月	休館日	26	木	
27	日		27	火		27	金	
28	月	休館日	28	水		28	土	県民大学講座（与論町）
29	火	昭和の日	29	木		29	日	
30	水		30	金		30	月	休館日
			31	土				

県視連…鹿児島県視聴覚教育連盟，【連携】…かごしま県民大学連携講座・ことんまなぶ一講座

7月			8月			9月		
日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事
1	火		1	金	県民大学講座：トレーニング型	1	月	休館日
2	水		2	土	第2回青年塾	2	火	
3	木	【連携】「ゴッタン」	3	日		3	水	
4	金		4	月	休館日	4	木	
5	土		5	火		5	金	第5回メディア研修講座：テーマ学習型
6	日	第1回青年塾	6	水	第4回メディア研修講座：テーマ学習型	6	土	
7	月	休館日	7	木	【連携】「幼短大」 【連携】「ゴッタン」	7	日	第3回青年塾
8	火		8	金		8	月	休館日
9	水	【連携】「天吹塾」 メディア研修講座：サポート型	9	土	【連携】「第一工大」 県民大学講座（阿久根市）	9	火	
10	木	メディア研修講座：サポート型	10	日		10	水	第6回メディア研修講座：テーマ学習型
11	金	ふれあい展示（設営日） メディア研修講座：サポート型	11	月	山の日	11	木	
12	土	県民大学講座（指宿市） ふれあい展示（～20日） 【連携】「鹿純短」	12	火	休館日	12	金	
13	日	県民大学講座：アドバンス型	13	水		13	土	
14	月	休館日	14	木		14	日	
15	火		15	金		15	月	敬老の日
16	水	メディア研修講座：サポート型（ビデオ編集講座）薩摩川内市	16	土	【連携】「第一工大」	16	火	休館日
17	木	【連携】「ゴッタン」	17	日		17	水	
18	金	第3回メディア研修講座：テーマ学習型	18	月	休館日	18	木	県視連教材選定委員会
19	土	【連携】「鹿純短」	19	火		19	金	
20	日	ふれあい展示（最終日）	20	水	県社教研夏期セミナー 【連携】「鹿大」	20	土	
21	月	海の日	21	木		21	日	
22	火	休館日	22	金	メディア研修講座：サポート型	22	月	休館日
23	水	【連携】「天吹塾」	23	土	メディア研修講座：サポート型（指宿市）	23	火	秋分の日
24	木		24	日		24	水	県民大学講座（西之表市）
25	金	県民大学講座（日置市）	25	月	休館日	25	木	
26	土	【連携】「鹿純短」 【連携】「鹿大」	26	火		26	金	【連携】「鹿屋体大」
27	日	県民大学講座（屋久島町）	27	水		27	土	第4回青年塾
28	月	休館日	28	木		28	日	
29	火		29	金		29	月	休館日
30	水		30	土	県民大学講座（南種子町）	30	火	
31	木		31	日				

鹿純短…鹿児島純心女子短期大学、鹿大…鹿児島大学、幼短大…第一幼児教育短期大学、第一工大…第一工科大学、鹿屋体大…鹿児島体育大学

10月			11月			12月		
日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事
1	水	メディア研修講座：サポート型	1	土		1	月	休館日
2	木		2	日		2	火	
3	金		3	月	文化の日	3	水	
4	土	県民大学講座（いちき串木野市）	4	火	休館日	4	木	
5	日		5	水		5	金	
6	月	休館日	6	木	メディア研修講座：アドバンス型（枕崎市）	6	土	
7	火		7	金		7	日	
8	水	第7回メディア研修講座：テーマ学習型	8	土		8	月	休館日
9	木		9	日		9	火	
10	金	【連携】「鹿屋体大」	10	月	休館日	10	水	
11	土		11	火		11	木	
12	日		12	水	県民大学講座（枕崎市）	12	金	
13	月	スポーツの日	13	木		13	土	
14	火	休館日	14	金	県視連自作コン審査会	14	日	第7回青年塾
15	水		15	土		15	月	休館日
16	木		16	日	第6回青年塾	16	火	
17	金	ふれあい展示（設営日）	17	月	休館日	17	水	
18	土	ふれあい展示（～26日）	18	火		18	木	
19	日	第5回青年塾	19	水	メディア研修講座：アドバンス型（志布志市）	19	金	
20	月	休館日	20	木		20	土	
21	火	メディア研修講座：サポート型（姶良市） 【連携】「鹿屋体大」	21	金		21	日	
22	水	県民大学講座（薩摩川内市）	22	土	県民大学講座（長島町） 【連携】「第一工大」	22	月	休館日
23	木	メディア研修講座：アドバンス型（霧島市）	23	日	勤労感謝の日	23	火	県民大学講座（薩摩川内市）
24	金		24	月	振替休日（勤労感謝の日）	24	水	
25	土	【連携】「第一工大」 県民大学講座（霧島市）	25	火	休館日	25	木	
26	日	ふれあい展示（最終日）	26	水	メディア研修講座：アドバンス型（さつま町）	26	金	
27	月	休館日	27	木		27	土	【連携】「第一工大」
28	火		28	金		28	日	
29	水	県民大学講座：トレーニング型（奄美市） メディア研修講座：テーマ学習型（奄美市）	29	土		29	月	休館日
30	木		30	日		30	火	休館日
31	金					31	水	休館日

1月			2月			3月		
日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事
1	木	休館日	1	日		1	日	
2	金	休館日	2	月	休館日	2	月	休館日
3	土	休館日	3	火		3	火	
4	日		4	水		4	水	
5	月	休館日	5	木		5	木	
6	火		6	金	【連携】「鹿視研」	6	金	
7	水	県民大学講座（十島村）	7	土	県民大学講座（徳之島町）	7	土	
8	木		8	日		8	日	
9	金		9	月	休館日	9	月	休館日
10	土		10	火		10	火	
11	日		11	水	建国記念日	11	水	
12	月	成人の日	12	木		12	木	
13	火	休館日	13	金		13	金	
14	水		14	土		14	土	
15	木		15	日		15	日	
16	金	ふれあい展示特別展（設営日） 県民大学講座（指宿市）	16	月	休館日	16	月	休館日
17	土	ふれあい展示特別展（～25日） 県自作コン表彰式	17	火		17	火	
18	日		18	水		18	水	
19	月	休館日	19	木		19	木	
20	火		20	金		20	金	春分の日
21	水		21	土		21	土	
22	木		22	日		22	日	
23	金		23	月	天皇誕生日	23	月	休館日
24	土	県民大学講座（大崎町）	24	火	休館日	24	火	
25	日	ふれあい展示特別展（最終日）	25	水		25	水	
26	月	休館日	26	木		26	木	
27	火		27	金		27	金	
28	水		28	土		28	土	
29	木					29	日	
30	金					30	月	休館日
31	土					31	火	

Ⅲ 施設利用状況（令和6年度）

施設利用

(1) かごしま県民交流センター(生涯学習関係利用者)

(人)

月	学習情報係									
	講座						生涯学習相談		ライブラリー	
	テーマ学習型		サポート型		アドバンス型					
	対面	オンライン	対面	オンライン	対面	オンライン	対面	電話	対面	電話
4月	0	0	6	0	0	0	1	5	38	18
5月	4	0	1	11	0	0	0	14	25	14
6月	0	0	72	13	22	0	0	15	7	18
7月	7	0	176	216	0	0	0	8	16	13
8月	0	0	498	0	0	0	0	6	13	7
9月	18	0	1	35	21	0	0	7	16	14
10月	8	0	168	212	9	0	0	6	13	17
11月	0	0	585	30	17	0	0	7	25	21
12月	0	0	15	0	0	0	0	3	14	19
1月	0	0	4	0	0	0	0	8	55	12
2月	0	0	0	0	0	0	0	5	7	18
3月	0	0	0	0	0	0	0	2	11	20
合 計	37	0	1526	517	69	0	1	86	240	191

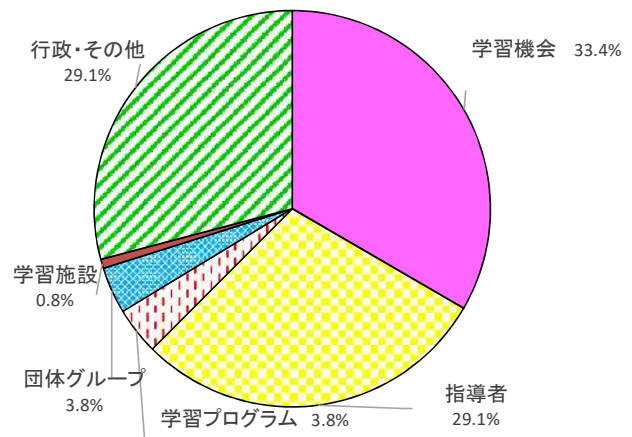
月	学習推進係										2階テーブル	2・6階展示	2・6階計	総 計
	講座						生涯学習相談		ふれあい展示					
	かごしま青年塾		生涯学習県民大学		かごしま県民大学連携									
	対面	オンライン	対面	オンライン	対面	オンライン	対面	電話						
4月	0	0	0	0	0	0	2	89	0	490	459	949	1,108	
5月	0	0	31	0	0	0	0	81	0	538	504	1,042	1,223	
6月	0	0	152	7	11	0	0	57	0	705	725	1,430	1,804	
7月	26	0	133	0	44	0	0	128	0	719	657	1,376	2,143	
8月	19	0	119	0	115	0	1	96	0	927	829	1,756	2,630	
9月	45	0	0	0	28	0	0	90	730	583	591	1,174	2,179	
10月	26	0	0	0	61	0	0	105	0	648	683	1,331	1,956	
11月	24	0	0	0	14	0	3	110	0	871	761	1,632	2,468	
12月	27	0	118	0	14	0	4	117	0	560	546	1,106	1,437	
1月	0	0	20	43	0	0	1	65	290	768	757	1,525	2,023	
2月	0	0	53	12	16	27	12	81	120	867	675	1,542	1,893	
3月	0	0	0	0	0	0	2	64	0	661	499	1,160	1,259	
合 計	167	0	626	62	303	27	25	1,083	1,140	8,337	7,686	16,023	22,123	

(2) 視聴覚教材

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
貸出 本数	95	128	118	115	173	117	173	95	128	144	131	136	1,553
利用 人数	5,260	3,397	4,971	4,834	2,688	2,085	2,934	431	1,895	1,965	1,602	1,506	33,568

生涯学習相談

(件)					
相談内容	係	来所	電話	計	割合(%)
学習機会に関すること	学習推進	13	369	382	33.4
	学習情報	0	17	17	
	小計	13	386	399	
指導者に関すること	学習推進	1	340	341	29.1
	学習情報	0	7	7	
	小計	1	347	348	
学習プログラムに関すること	学習推進	1	26	27	3.8
	学習情報	1	18	19	
	小計	2	44	46	
団体・グループに関すること	学習推進	5	40	45	3.8
	学習情報	0	0	0	
	小計	5	40	45	
学習施設に関すること	学習推進	0	8	8	0.8
	学習情報	0	1	1	
	小計	0	9	9	
行政 その他	学習推進	5	300	305	29.1
	学習情報	0	43	43	
	小計	5	343	348	
計	学習推進	25	1,083	1,108	100.0
	学習情報	1	86	87	
		26	1,169	1,195	



(関係資料)

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例

平成14年10月15日

条 例 第 6 9 号

(設置)

第1条 県民の生涯学習、国際交流、男女共同参画の推進、介護の知識等の習得及び共生・協働の地域社会づくりに関する活動その他の県民の自主的な活動を促進するとともに、県民に交流の場を提供するための公の施設として、かごしま県民交流センター（以下「県民交流センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 県民交流センターは、鹿児島市に置く。

(施設)

- 第3条 県民交流センターに県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設としてかごしま県民大学中央センターを置く。
- 2 県民交流センターに県民の国際交流及び国際協力に関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県国際交流プラザを置く。
 - 3 県民交流センターに県民の男女共同参画の推進に関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県男女共同参画センターを置く。
 - 4 県民交流センターに県民の介護に関する知識及び技術の習得を支援するための中核的な施設として鹿児島県介護実習・普及センターを置く。
 - 5 県民交流センターに県民の共生・協働の地域社会づくりに関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県共生・協働センターを置く。

(使用の許可等)

- 第4条 県民交流センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）で別表に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 知事は、県民交流センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。
 - 3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る施設（以下「許可施設」という。）の使用を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 県民交流センターの施設、展示品又は植栽物（以下「施設等」と総称する。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

- 第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は許可施設の使用の中止を命ずることができる。
- (1) 使用者が使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの条例の規定に違反したとき。
 - (3) 使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。
 - (4) 公益上特に必要があると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上特に必要があると認めるとき。

- 2 知事が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により使用者に損害が生じても、県は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより当該処分がなされた場合は、この限りでない。

（使用料）

第6条 許可施設の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、知事が特別の理由があると認めた場合を除き、前納しなければならない。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還する。
- (1) 前条第1項第4号又は第5号に該当することにより使用許可が取り消されたとき。
- (2) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により許可施設の使用が不能となったとき。
- (3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、知事がこれを認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

（使用料の減免）

第7条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（行為の禁止）

第8条 県民交流センターにおいては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (2) たき火その他危険な行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上支障となる行為
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為を行った者に対し、当該行為を制止し、又は県民交流センターからの退去を命ずることができる。

（施設等の原状変更の禁止）

第9条 使用者その他県民交流センターを利用する者は、施設等の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により施設等の原状を変更した者は、知事の指示に従い、施設等の使用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

（行為の制限）

第10条 県民交流センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 展示会、集会その他これらに類する催しを開催すること。
- 2 知事は、県民交流センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 第1項の許可を受けた者は、当該行為を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（損害賠償）

第11条 第8条第1項各号に掲げる行為を行った者が当該行為により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第9条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者も、同様とする。

(罰則)

第12条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して県民交流センターの施設を使用した者
- (2) 第8条第2項の規定による知事の制止に従わず、又は命令に違反した者
- (3) 第9条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者
- (4) 第10条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鹿児島県立視聴覚センター設置条例（昭和54年鹿児島県条例第27号）
- (2) 鹿児島県国際交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成2年鹿児島県条例第29号）

3 鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第96条第1項第10号」を「第96条第1項第11号」に改める。

別表第1中

霧島国際音楽ホール	2月
-----------	----

を

霧島国際音楽ホール	2月
かごしま県民交流センター	2月

に改める。

別表第1中

霧島国際音楽ホール	6月
-----------	----

を

霧島国際音楽ホール	6月
かごしま県民交流センター	6月

に改める。

別表（第4条、第6条関係）

以下省略

附 則（平成18年3月28日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第13号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第19号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第15条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年10月14日条例第37号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
ただし、別表の1の表の改正規定(同表中ホールの項の次に次のように加える部分を除く。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。(平成29年3月規則第11号で、同29年8月1日から施行)
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の際現に改正前のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりパソコン研修室第1又はパソコン研修室第2の使用許可を受けている者は、それぞれこの条例の施行の日に、改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定により小研修室第3又は中研修室第3の使用許可を受けたものとみなす。この場合において、当該使用許可を受けたものとみなされる者に係る使用料は、同条例別表の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第22号)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成31年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成31年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成31年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。